

平成30年度就職水河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業に係る評価基準及び採点表

標記については、以下のとおりとする。

評価項目	内容	委員1人の評価点				
		必須	採点等	比重	評価点	
1 業務の実施方針(/15点)					/15	
(1)	業務実施の基本方針の適格性(※2) ・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか ・仕様書記載の業務について提案されているか。 ・委託要項等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	●	合・否	-	/5	
(2)	組織としての業務実施能力等(※2) ・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	●	合・否	-	/5	
(3)	組織・人員体制について(※2) ・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか(2 事業実施方法での評価を除く)。 ・事業統括コーディネーター、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。	●	合・否	-	/5	
2 事業実施方法(/150点)					/150	
(1)	支援の実態について	①各事業の支援内容は適切か。支援対象者の特性を踏まえた内容となっているか。(※1) ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0. 1. 3. 5	6	/30
		②講師等の実施体制について、経験・能力に応じた配置となっているか。(※2) ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0. 1. 3. 5	6	/30
		③事業実施にあたり支援対象者の呼び込みに適切と考える場所を選定しているか。(※1) ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0. 1. 3. 5	6	/30
		④支援対象者に向けた広報・集客について、訴求力が適切か。(※1) ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0. 1. 3. 5	8	/40
(2)	その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について(※2) ①業務計画・業務報告の作成、苦情等への対応、個人情報保護、備品等管理は適切か ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0. 1. 3. 5	4	/20	
3 ワークライフバランス等の推進に関する指標(/15点) (注1)					/15	
(1)~(3)の複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い評価項目により加点を行う。						
(1)	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)(※2)	下記のいずれに該当するか ・3段階目(認定基準5つ全てが○となっている)=15点 ・2段階目(認定基準5つのうち3~4つが○となっている)(注2)=12点 ・1段階目(認定基準5つのうち1~2つが○となっている)(注2)=8点 ・行動計画を策定している(注3)=3点 ・認定を受けていない=0点				
(2)	次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業)(※2)	下記のいずれに該当するか ・プラチナくるみんの認定を受けている=14点 ・くるみん(新基準)の認定を受けている(注4)=11点 ・くるみん(旧基準)の認定を受けている(注5)=8点 ・認定を受けていない=0点		0. 3. 8. 11. 12. 14. 15	1	/15
(3)	若者雇用促進法に基づく認定(※2)	下記のいずれに該当するか ・ユースエールの認定を受けている=14点 ・認定を受けていない=0点				

4 その他(/20点)						/20
(1)	これまでの事業実績について(※2)	①応募者の類似事業に関する状況 ・類似する事業の実施経験が過去5年以内にある(実施地域は問わない)=5点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内にある(実施地域は問わない)=3点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内でない=0点		0. 3. 5	2	/10
(2)	その他特記事項について(※2)	①その他創意工夫により取り組む事項 ・非常に有効かつ実現可能性の高い提案=5点 ・有効かつ実現可能性の高い提案=3点 ・提案がない=0点		0. 3. 5	2	/10
合計(200点)						/200

(注1)内閣府男女共同参画局長の認定等の確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(注2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

(注3)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注4)新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

(注5)旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)